

(同族株主以外の株主等が取得した特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額の計算)

10 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達 188-2 ((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 4 (3)の定めを準用することができるものとする。

《説明》

- 1 特定株式等を評価通達 188-2 ((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める配当還元方式により評価する場合には、その特定株式等の価額は、評価通達 188-2 に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を類似業種比準方式により評価する場合の「1株当たりの配当金額」の計算による金額として評価することとしている(措置法通達 4 (3))。これは、特定株式等の発行法人が特定非常災害発生日まで保有していた特定地域内にあった動産等の課税時期の状況が、特定非常災害による被災後の現況にあったものとみなして評価し直すこととする特定非常災害に係る特例の趣旨に照らして設けた措置である。
- 2 ところで、特定非常災害発生日以後に相続等により取得した株式等を配当還元方式により評価する場合においては、本通達 8 (特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等に係る類似業種比準価額の計算) の類似業種比準方式により評価する場合と同様に、評価通達 180 に定める評価対象法人の直前期末が特定非常災害発生日から課税時期までの間に到来しないときには、その直前期末において特定非常災害による影響が決算に反映されないことになる。  
しかしながら、特定非常災害に係る特例が、特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人の株式等を対象として、評価対象法人が特定非常災害発生日まで保有していた特定地域にあった動産等の課税時期の状況が特定非常災害による被災後の現況にあったものとみなして評価し直すこととした趣旨を踏まえれば、これと同様の事情にあると認められる評価対象法人の株式等についても、特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等と同様に評価することが相当である。
- 3 そこで、本項は、特定非常災害発日において保有していた資産の特定非常災害の発生直前の価額(特定非常災害の発生直前における時価)の合計額のうちに占める特定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上である法人の株式等について、配当還元方式により評価することとなるときには、措置法通達 4 (3)による取扱いを準用することができることを明らかにしている。  
この場合における配当還元方式の具体的な計算は、措置法通達 4 (3)に準じて行うこととなる。